

P. 273 (名簿)

令和 6年 12月 定例会

議事日程 (第6号)

令和6年12月20日 午後1時開議

- 第1 議案第105号 令和6年度豊橋市一般会計補正予算 (第7号)
- 第2 議案第106号 令和6年度豊橋市競輪事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第3 議案第107号 令和6年度豊橋市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第4 議案第108号 令和6年度豊橋市総合動植物公園事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第5 議案第109号 令和6年度豊橋市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 第6 議案第110号 令和6年度豊橋市病院事業会計補正予算 (第2号)
- 第7 議案第111号 市長の給料月額の特例に関する条例について
- 第8 議案第112号 豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第113号 豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第114号 豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第115号 豊橋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第116号 豊橋市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第117号 豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第118号 豊橋市市費負担教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第119号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第120号 豊橋市手数料条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第121号 豊橋市立学校授業料等条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第122号 豊橋市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第123号 豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例について
- 第20 議案第124号 豊橋市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第125号 豊橋市中小企業振興基本条例について
- 第22 議案第126号 豊橋市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第127号 工事請負契約締結について  
(西口住宅建設工事 (第3期))
- 第24 議案第128号 工事請負契約締結について  
(西口住宅建設に伴う電気工事 (第3期))
- 第25 議案第129号 工事請負契約締結について  
(西口住宅建設に伴う管工事 (第3期))
- 第26 議案第130号 工事請負契約締結について  
(豊小学校北校舎長寿命化改良工事)
- 第27 議案第131号 指定管理者の指定について  
(職業訓練センター)
- 第28 議案第132号 指定管理者の指定について  
(市営住宅)
- 第29 議案第133号 田原市と豊橋市との間の可燃ごみの処理に関する事務の受託に関する協議について
- 第30 議案第134号 田原市と豊橋市との間の生ごみの処理に関する事務の受託に関する協議について
- 第31 承認第4号 専決処分の承認について  
(令和6年度豊橋市一般会計補正予算 (第6号))
- 第32 6請願第7号 豊橋公園東側エリア (アリーナ) の事業継続を求める請願
- 第33 議案第135号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第34 議案第136号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第35 議案第137号 令和6年度豊橋市一般会計補正予算 (第8号)
- 第36 報告第31号 専決処分の報告について  
(議決事項中変更について)
- 第37 報告第32号 専決処分の報告について  
(訴えの提起について)
- 第38 報告第33号 専決処分の報告について  
(損害賠償の和解及び額の決定について)
- 第39 報告第34号 専決処分の報告について  
(損害賠償の和解及び額の決定について)
- 第40 人づくりN.O.1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員会の調査終了について  
本日の会議に付した事件

- 1 発言の取り消しについて
- 2 陳情審査結果の報告について
- 3 日程第1. 議案第105号令和6年度豊橋市一般会計補正予算（第7号）から、日程第40. 人づくりNo.1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員会の調査終了についてまでの40件
- 4 議案会第13号 放課後児童クラブの充実を求める意見書
- 5 議案会第14号 保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための必要な措置を求める意見書
- 6 会期の延長について

出席議員 35人

小林憲生	鈴木智子
土屋祐司	井上豪史
水野 恵	山口倫世
諸井菜々子	菅谷 竜
久保大司	山田隆司
本多洋之	伊藤哲朗
石河貫治	穴戸秀樹
梅田早苗	及部克博
古池もも	山本賢太郎
近藤修司	川原元則
尾林伸治	中西光江
鈴木みさ子	斎藤 啓
星野隆輝	豊田八千代
尾崎雅輝	松崎正尚
市原享吾	小原昌子
向坂秀之	伊藤篤哉
坂柳泰光	古関充宏
寺本泰之	

欠席議員 田中敏一

説明のため出席した者

市長	長坂尚登	副市長	杉浦康夫
副市長	島村喜一	危機管理統括部長	中野浩二
総務部長	広地 学	財務部長	朽名栄治
企画部長	角野洋子	市民協創部長	近藤康晴
文化・スポーツ部長	田中久雄	福祉部長	本田佳之
こども未来部長	芳賀信明	健康部長	撫井賀代
環境部長	種井直樹	産業部長	山本誠二
建設部長	山本高敬	都市計画部長	金子知永
総合動植物公園長	伊藤紀治	市民病院事務局長	河合博文
上下水道局長	木和田治伸	消防長	本橋由行
教育長	山西正泰	教育部長	石川和志

職務のため出席した者

事務局長	川島加恵	議事課長	前澤完一
庶務課長	斎藤 敏	議事課長補佐	戸苅将行
議事課主査	平松悠介	議事課主査	鷺山和成
書記	鈴木達也	書記	杉浦文香
書記	岩瀬楓花		
行政課長	小嶋 聡		

午後1時開議

P. 276 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、この際、お諮りいたします。

星野隆輝議員から、12月9日の本会議での代表質問冒頭及び関連する発言中において、一部事実誤認の誤解を招く不適切な発言を取り消したい旨の申出がありました。

星野隆輝議員からの発言取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 276 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、去る12月12日の本会議において、各委員会に送付しました陳情については、福祉教育、総務、建設消防及び議会運営委員会委員長からは、当局において慎重に検討し、処置されるよう要望すること及び陳情の提出があったことを確認するとどめることに決定した旨、報告がありました。

これより日程に入ります。

日程第1. 議案第105号令和6年度豊橋市一般会計補正予算から、日程第32. 6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願までの32件を一括議題といたします。

さきに審査を付託いたしました各委員会委員長の報告を求めます。

初めに、福祉教育委員会委員長、川原元則議員。

〔川原元則福祉教育委員長登壇〕

#### P. 276 川原元則福祉教育委員長

◆川原元則福祉教育委員長 本委員会に付託されました議案3件につきましては、去る12月13日に委員会を開催し、審査を終了いたしましたので、その審査経過の概要及び結果を御報告申し上げます。

議案第118号豊橋市市費負担教員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、当局からの説明を求め、審査いたしました結果、本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第121号豊橋市立学校授業料等条例の一部を改正する条例について、当局からの説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑を申し上げます。

『愛知県公立高等学校定時制課程の入学志願者における入学志願者が志願変更した場合の入学検定手数料について、今回の改正でどのように変わるのか伺う。』との質疑があり、これに対して、『愛知県内に定時制課程を置く公立高等学校は、豊橋市立が1校、愛知県立が27校、名古屋市立が2校ある。現在、入学志願者が定時制課程の間で志願変更した場合、変更先の学校設置者が、志願者から改めて入学検定手数料を徴収している。しかし、今回の条例改正で入学検定手数料の減免について定めることにより、志願者から改めて徴収することなく、学校設置者間で入学検定手数料相当額の調整を行うようになる。』との答弁がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第124号豊橋市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について、当局からの説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑を申し上げます。

『豊橋市民病院で働く看護師等の確保のため修学資金貸与額の拡充と、延滞金の率の変更とのことであるが、過去3年間の平均制度利用人数、利用者の貸与金の返済方法について伺う。』との質疑があり、これに対して、『令和3年度から5年度までの3年間に於いて、令和3年度が95人、令和4年度が94人、令和5年度が105人で、平均98人に貸与している状況である。

また、貸与金の返済方法については、本条例に当然免除の規定を設けており、豊橋市民病院において看護師として借りた期間と同じ期間勤務すれば、返済が免除されることとなっている。

ただし、市民病院に就職しなかったり、貸与した期間を超える前に退職した場合などは、その理由が発生してから1か月以内に返済していただくこととなっている。』との答弁がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告といたします。

#### P. 277 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、総務委員会委員長、本多洋之議員。

〔本多洋之総務委員長登壇〕

#### P. 277 本多洋之総務委員長

◆本多洋之総務委員長 本委員会に付託されました議案13件、請願1件につきましては、去る12月13日に委員会を開催し、審査を終了いたしましたので、その審査経過の概要及び結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑をまとめた形で申し上げます。

- ・市長の給料減額の考えについて
- ・ほかの職員にも処分などの責任が及ぶことになるのかについて
- ・今回の事案が、今後の処分の判断基準になるのかについて
- ・事実と異なる答弁に関する調査等の経過及び調査体制についての質疑が出され、答弁がなされました。

本案に対する討論では、初めに、土屋祐司委員から『自由民主党豊橋市議団を代表して、本案について反対の立場で討論する。

本案は、多目的屋内施設関連市場調査委託業務における不適正な事務処理に関連し、令和4年9月定例会での一般質問における答弁で、事実と異なる答弁があったことが新たに判明したことから、その責任の所在を改めて明確にするため、長坂市長自らが給料月額の減額を判断したものである。こうした責任の所在の明確化の判断は、令和6年度9月定例会での長坂議員の一般質問における、前回から新たな責任の所在はないと考えており、特段の対応は考えておりませんとする総務部長の答弁との整合性が取れていないと考えている。

これまで市長が給料を減額する事案は、その事案の内容によって、市長も含めた管理監督者としての処分等を併せて考えられており、職員の処分の重さや内容、過去の事例を比較する中で判断されてきていると承知している。本案で、減給の判断基準が大きく変わることも考えられる。また、給料減額の乱発は、市政の混乱ぶりを知らしめることにもなり、市政への不安感が広がることにつながってくると考えている。

管理監督者としての処分は、就任中の上司がなすべきと考えるのが通常で、市長就任前の事案を自らの責任とすることについては違和感がある。また、確認団体のピラに書かれている三つの約束の一つである、市の不正・偽装への厳しい対応に対するアピール、もしくは浅井前市長への見せしめとも感じられる。

該当職員の処分は既に済んでおり、不適正な事務処理への職員の反省を促し、再発防止策も徹底しているにもかかわらず、新たに減給をすることは、心情的に過剰な責任感や罪悪感を生じさせることにもなると考えている。』旨の意見表明がなされました。

次に、斎藤 啓委員から『本案について、反対の立場から討論する。

起因した事柄そのものは、非常に重大なことだと捉えている。全体として再発の防止、とりわけそれは事柄だけでなく、その背景にある多目的屋内施設事業そのものの大きな課題点を、しっかりと新しい市長の下で解明しながら、市行政が真つ当な業務をすることに大きく期待する。

しかし、起こった事柄に対する処分や、市長の給与減額の考え方については、基準や様々な問題を考慮した上での取組に厳密なルールがなければいけないと考えている。その最大の理由は、職員が伸び伸びと仕事をする環境が、ちゃんと担保されるかどうかにある。間違ったことをやったときには、そのことに対する的確・適切な対応がされるべきであり、逆に、処分に至らないようなミスをしてもいいから、伸び伸びと仕事しなければいけないような事柄はある。

その時に、ささいな事柄であっても、それを職場の中で過剰に恐れて、仕事ができないことがあってはいけないこともある。そうした観点から、厳密に起こった事柄に対して必要な対処をする点で考えると、本案については認め難いと考え。』旨の意見表明がなされました。

次に、久保大司委員から『まちフォーラムを代表して、本案について反対の立場より討論する。

本案は、多目的屋内施設関連市場調査委託業務における不適正な事務処理に関連して、市議会定例会における事実と異なる答弁に起因するもので、既に令和6年6月定例会での謝罪と、給料月額減額は既に実施されており、一定の処分が決定していることを踏まえ、次の2点より反対する。

1点目、令和6年6月定例会での処分後に、事実と異なる答弁が新たに判明したことに対して本案を考えられたようであるが、事象として、新たに発生した事象というよりも、事実として既に発生していたが、遅れて判明したのが実態だと思う。

最初の謝罪時点で、過去の同種の事象を拾い切れなかった当時の調査体制に反省と改善すべき点はあったと思われ、そこの検証を行ってから新たな瑕疵があり、そこに対する責任の所在であれば理解できる。その上で、今回の追加で判明した事実と異なる答弁については、令和6年6月定例会での処分が決するよりも前の事象であることから、当時の謝罪対象となった事象に準ずるものとも考えられる。そこから、本案については正当性に欠けると考えている。

2点目、新たに判明した部分に、追加で市長自身に処分を課す点についてである。一般職員への心理的影響や、仕事へのモチベーションの低下を懸念する。一定処分が決した事象に対して、新たに判明した部分に追加で処分を行うことについて、職員への影響や今後の処分の判断基準には特に影響しないということであったが、市長のみの責任だとしても、事態を発生させた職員からすれば、既に対処と反省が進みつつある事象に対して、さらに、前を向いて職務を遂行しているにもかかわらず、同事業で再び問題を持ち出されていることになり、重ねての反省を促す職務指導はあるにせよ、心理的影響は少なからずあると考える。その点で、市長としての責任の取り方としては、有効ではないと考えている。』旨の意見表明がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第117号豊橋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6件について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑をまとめた形で申し上げます。

令和6年人事院勧告についての質疑が出され、答弁がなされました。

各案に対する討論では、初めに、斎藤 啓委員から『日本共産党豊橋市議団を代表して、議案第112・113・114号の3議案については反対、残る議案については賛成の立場から討論する。

人事院勧告については、民間給与と比較の中で、民間並みにのせていくことだけではなく、考え方として、採用市場の競争力のために初任給の引上げや若年層に重点を置いた形で、引上げを行っていくということであった。

財政面で結構な額を市として使うが、もともとの考え方としては、公務員と民間の双方が、今日の給与の大変低い、厳しい状況の中で引き上げていくことで、全体として労働市場の前向きな力をしっかり発揮していく観点からも、人事院勧告に基づいた今回の対応そのものは適正であると考えている。

ただ一方で、市民生活の足元を見ていくと、異常な物価高という状況の中で、日々の買物に行く市民も、何か一つ買うたびに1.3倍、1.5倍だと感じながら生活せざるを得ないという状況が、今なお続いている。

その点でいうと、特別職である市長・議員・教育長については、その中で考えていける範囲で、条例案として提案されているので、今の市民感情との関係でいうと、そこは1回とどまって考えていく必要があるかと思う。』旨の意見表明がなされました。

次に、山田隆司委員から『議案第112号及び113号に対しては反対、それ以外については賛成の立場で討論する。

バブル崩壊後、失われた20年、30年と言われ、日本経済はデフレが進み、日本は先進国の中において、国民の所得は横ばい、実質賃金は目減りしている。また、近年のコロナ禍、ウクライナ、中東における戦争、異常気象による夏の高温化、円安によってインフレが急速に進み、市民生活を直撃し、市民は日々の生活費を切り詰め、生活している。

市民の厳しい生活の現状を踏まえ、市長や議員は何よりも市民に寄り添うことが大切と考える。よって、市長及び議員の12月期末手当を引き上げる条例は、市民の理解を得難いと考え。

また、所属する日本維新の会では、議員歳費の3割カットを政策として掲げている。』旨の意見表明がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

初めに、議案第112号及び議案第113号の両案につきましては、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号につきましては、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号から議案第117号までの以上3件につきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第119号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑をまとめた形で申し上げます。

・議会の議決に付すべき契約下限額の改正の経緯について

・金額設定の根拠について

・改正によるメリット及びデメリットについての質疑が出され、答弁がなされました。

本案に対する討論では、斎藤 啓委員から『本案について、賛成の立場から討論する。

議会の中で大きなお金を取り扱う契約についてチェックしていくのは、市民目線のチェック機能として非常に大事であると考えてもいる。ただ、今日の状況で、議会の議決を経てからでなければ、いろいろな契約が進まないことは、市としての取組や、業者に非常に硬直した日数など、いろいろな手間をかける状況があることも承知している。

そういう中で物価の上昇などに伴って、この契約の下限価格についての取扱いを変更することについては、今回の考え方としては了承する。』旨の意見表明がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第122号豊橋市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑をまとめた形で申し上げます。

・多目的室の設置経緯・効果について

・市民文化会館の改修に関する周知についての質疑が出され、答弁がなされました。  
では、採決の結果を申し上げます。

本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第127号工事請負契約締結について（西口住宅建設工事（第3期））から、議案第130号工事請負契約締結について（豊小学校北校舎長寿命化改良工事）までの以上4件については、当局から説明を求め、審査をいたしました結果、各案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願について、審査の必要から紹介議員に対して出席を求め、意見陳述者から本請願内容の趣旨及び補足説明の意見陳述が行われた後、質疑が行われました。

続いて討論に入り、初めに斎藤 啓委員から『本請願について、日本共産党豊橋市議団を代表して、不採択の立場から討論する。

多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について、従来から幾つかの理由から反対の立場を取ってきた。

一つは、浅井前市長のアリーナはゼロベースで市民と共に検討する、豊橋公園は使わないという公約に反していることである。

二つ目は、事業そのものの問題である。PFIのBTコンセッション方式を取り込むことで、建物こそ公共施設でありながら、運営は丸ごと民間企業に渡され、イベントをメインに行うための箱物事業を豊橋公園に造り、豊橋公園のありようも大きく変えてしまう。アクセスの不安にも答えがなく、5,000席、VIPルームといったB1リーグの基準に沿った、市民のスポーツの場として期待されるものとかけ離れた施設になっていると考える。アリーナの建設と公園整備、30年の管理運営に230億円の税金を使うのは、豊橋にとっては過大な施設であると考え。さらに、コンセッション方式ゆえに、どんな施設を造るのか、そこでどんな取組を行っていくかといったことが、市民参加の議論が全く行われていないことも指摘しておきたい。

三つ目は、市の事業の進め方の問題である。公約違反の事業を突然の記者会見で発表して以来、市民への説明も、市民からの意見を聞く機会も十分に設けられなかった。新アリーナの建設に焦るあまり、建設予定地が家屋倒壊等氾濫想定区域であることを見落とし、その予定地変更のために、野球場の移転計画が突然持ち出され、移転先は、かつて野球関係者から強風のために異論があった場所であるだけでなく、津波の特定避難困難地域への移転を行うこととなった。

また、不適切な事務処理とそれに伴う議会への虚偽の答弁、市民が起こした裁判の中で、相手企業が出してきた資料と、市民が市への情報公開で出してきた資料の中身が違うなど、行政として市民の信頼を大きく損なうような事業の進め方になっていることも指摘せざるを得ない。

質疑により、豊橋市としては、人口減少や地域の持続可能性については、第6次総合計画の取組の中で全体として取り組んでいくことが確認された。

防災活動拠点についても、現在の防災計画の中で、アリーナを使わない前提の計画がしっかりと位置づけられており、アリーナの計画が中止になっても、防災に不安が生じる状況でもないことも確認できた。

また、請願者が求めているように、その様々な願いとしてアリーナを位置づけようというのであれば、改めてゼロベースで市民を交えた議論を起こすことが必要であり、その際には近隣の自治体や、事業によって最も大きくその利を得る民間企業やプロスポーツチームが、費用負担も含めて、どう事業に参画するかを一から考えなければならぬ事柄であろうことも明らかになったと考えている。

子どもの笑顔のためにも、主体である子どもたちが一緒に、この先の豊橋のまちをどうするのか、スポーツ施設をどうしていくのか、豊橋公園をどうしていくのかを一から考えることこそが必要である。』旨の意見表明がなされました。

次に、小原昌子委員から『自由民主党豊橋市議団を代表して、本請願について採択の立場で討論する。

長坂市長が就任後早々に、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業について契約解除に向けた手続に入るよう指示したことから、事業継続を求める有志による市民が署名活動を行い、その思いを憲法上の権利の一つである請願として提出された。

2週間ほどの短い期間で、署名総数13万4,092人、豊橋市民が約6万人弱、市外の方は約7万4,000人の署名が集まったことは、本市の豊橋公園東側エリア（アリーナ）を望む多くの声があることの表れである。また、市外の方の内訳を見ても、東三河地域の方が約7万人であり、アリーナを核としたまちづくりへの関心の高さと同時に、今後、交流人口の拡大によるまちなかにぎわい創出や、本市の地域経済への波及効果、東三河地域の活性化が期待される事業であったことが、署名活動による請願から、その思いをしっかりと酌み取ることができた。

本事業については、子どもから大人まで市民一人一人が生涯にわたり、スポーツへの参加促進や環境の充実だけでなく、スポーツによるまちの魅力と活力の創出にもつなげていける取組とすること。また、プロスポーツやエンターテインメントなどを観る機能や、防災活動拠点としての機能の強化・充実に加え、コンベンションなどの集客による地域活性化、まちづくりへの寄与を可能とすることを目指した多目的屋内施設整備となるよう、規模・機能・事業スキームの整理を行い、有識者会議での検討も踏まえて計画を策定され、本市にとって必要な事業として進めてきたと理解している。また、本事業は国・県だけでなく、公園施設利用者である野球、柔道、剣道、テニスなどのスポーツ団体、事業者等、これまで多くの方々に関わり、推し進めてきた。

事業者からの提案内容についても、BTコンセッション方式の特色が生かされた、事業者からのノウハウを最大限活用した意欲的な提案となっていることは、9月定例会の総務委員会で確認している。

市議会においても、長い時間をかけて議論を重ね、多目的屋内施設をはじめとする豊橋公園東側エリアを含む、豊橋公園を核としたまちづくりの観点からも、必要な事業であると議決を経てきた事業である。

未来の豊橋が、持続可能で夢のあるまちになるために、子どもから大人まで多くの皆さんが事業の継続を求めることは十分理解できる。』旨の意見表明がなされました。

次に、央戸秀樹委員から『公明党豊橋市議団を代表して、本請願について採択の立場で討論する。

人口推計については、ある証券会社の調べによると、2050年に本市の人口推計を30万4,309人と予測し、2015年10月に本市が掲げた人口ビジョンの人口推計を上回る速さで、人口減少が進むものと報告があり、大変危惧している。豊橋公園東側エリア（アリーナ）事業は、人口減少を食い止め、地域の自立と持続可能な郷土創生をするための重要な事業として、十分理解している。

市長選後に実施された署名では、実質2週間の活動期間で、13万4,000余の署名が集まった事実は、今まで無関心であったかもしれない方までも、事の重大さに気づく、大きなきっかけになった署名ではなかったのか。

署名は本市だけにとどまらず、東三河の方からも約7万の署名が集まった。これは、中心都市としての本市の動向に注目が集まるものと納得する。また、市内5万9,000弱の署名の中には、子どものものと思われるようなものも多くあったと聞いている。また、遠方の方からは、1名のみの署名とともに、思いがつけられた手紙が同封され、郵送で届けられるものも多かったと聞いた。

子どもの権利条約では、子どもの参加する権利がその中で定められており、子どもの意見の尊重は、我が国のこども基本法に取り入れられている原則の一つである。

特定事業契約を締結した多目的屋内施設には、アリーナのほかに、武道場、弓道、アーチェリー場、公園施設には、こども広場、芝生広場、相撲場、テニスコート、園路、駐車場などが予定されており、決してバスケットに限定されるものではないと理解する。

防災活動拠点については、横浜文化体育館を視察した際、トラックが直接館内で荷下ろししている光景を見た。災害時には、全国各地から支援物資が届き、搬入・搬出等ができる機能が備えられていると認識している。

このように、多くの期待が寄せられる事業において、市長が選定事業者に対し、契約解除に向けた協議の申入れをしたことは看過しかねる。』旨の意見表明がなされました。

次に、久保大司委員から『まちフォーラムを代表して、本請願に対して、採択すべき立場として討論する。

請願趣旨において、請願者は人口減少を少しでも食い止め、地域の自立と持続可能な郷土を創生するために、新アリーナを核としたまちづくり計画に共感し、そのために豊橋公園東側エリア（アリーナ）事業の継続を強く要望されていると理解する。それを踏まえ、採択すべき理由2点について論じる。

1 点目、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業は、第6次豊橋市総合計画の実施計画において、選ばれ集う「ひとの流れづくり」の事業として設定され、本市の交流・関係人口を拡大するための事業とされている。その交流人口を拡大する手段としては、まずその自治体に何らかの形で興味や関心、関係性を持ってもらうことが重要である。その上で、今回の署名活動により、市外の署名者数が全体の56%にも上る7万5,152人であった。これだけの市外在住者が本事業計画を通じて、豊橋もしくは東三河地域に興味を持ってきているあかしも言えるのではないか。まさに、交流人口拡大のタネともいべき重要な事実である。図らずも、今回の署名において、本事業が第6次豊橋市総合計画にある交流人口拡大に寄与する可能性が判明したとも言える。

2 点目、市外署名者数が7万5,152人に対して、市内署名者数は5万8,931人であった。交流人口や関係人口、定住人口を論じた研究によれば、交流人口にいた方を、より地域との関係性が深い関係人口に変容させる要因として、地域住民との交流や協働が深く関連しているとの結果が公表されている。それを踏まえると、本事業の推進を望む中で、市内外の署名者は方向性が一致しており、本事業が成就した後は、豊橋公園東側エリア（アリーナ）において、お互いに交流や協働を図る可能性がある。例えば、アリーナで開催されるプロスポーツの興行や音楽イベントなどの交流が挙げられる。ここでの交流は、関係人口の拡大も図れる可能性が出てきたと言える。

請願趣旨に、人口減少を少しでも食い止めとの言葉があった。その上で、交流人口と関係人口、定住人口の関連性については、交流人口にいた方が関係人口に変容し、関係人口の中から定住人口につながる流れがあるともされている。その点で、今回の請願署名者数は図らずも、その交流人口、関係人口、果ては定住人口までも拡大させる可能性を感じさせる根拠になったと思う。』旨の意見表明がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本請願は、起立採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

また、起立多数により、本請願は執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求すべきものと決定いたしました。

以上、御報告といたします。

#### P. 281 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、建設消防委員会委員長、尾林伸治議員。

〔尾林伸治建設消防委員長登壇〕

#### P. 281 尾林伸治建設消防委員長

◆尾林伸治建設消防委員長 本委員会に付託されました議案3件につきましては、去る12月16日に委員会を開催し、審査を終了いたしましたので、その審査経過の概要及び結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第120号豊橋市手数料条例の一部を改正する条例について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑を申し上げます。

『どのように手数料金額を定めたのかについて伺う。』との質疑があり、これに対して、『建築物省エネ法の新たに審査対象となる項目についての手数料金額は、愛知県の考え方と同様に、審査業務量が同一である、現行の向上計画認定と低炭素認定の手数料に合わせている。

一方、建築基準法の手数料は、木造建築物について、新たに審査項目として構造関係規定等が増えることに関する国の算定基準によるものと併せて、平成20年以來の法令改正等に伴い増加してきた審査業務量の実態を、愛知県と同様に反映し定めている。

なお、これら手数料は、愛知県内同一額になる予定となっている。』との答弁がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第126号豊橋市市営住宅条例の一部を改正する条例について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑を申し上げます。

『西口母子住宅の廃止について、西口住宅への集約と入居者の移転に係るこれまでの経緯について伺う。』との質疑があり、これに対して、『西口住宅への集約の経緯について、西口母子住宅については、昭和30年に建設され老朽化が進んでいたことから、西口住宅の建て替えに合わせた集約化の方針を、平成25年3月に策定した豊橋市市営住宅ストック総合活用計画に位置づけ、平成25年4月からの新規入居募集を停止した。その後、令和5年1月に当委員会に示し、同年3月に改定した豊橋市市営住宅等長寿命化計画で、令和6年度中に廃止することとした。

入居者の移転については、西口住宅等の市営住宅をあっせんするなど、令和3年1月から入居者への説明・調整を進め、本年11月までに全ての移転手続が完了したものである。』との答弁がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第132号指定管理者の指定について（市営住宅）について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑を申し上げます。

『昨今の市営住宅を取り巻く状況における現状と課題について伺う。』との質疑があり、これに対して、『市営住宅管理に関する現状について、指定管理者制度を導入した平成27年度から昨年、令和5年度末までに、入居者の65歳以上の高齢単身世帯の割合が23.9%から32.4%に増加した。

また、建設から35年が経過し、施設・設備の更新時期を迎える老朽化した住宅は、管理戸数全体の39.1%から64.2%に増加している。

こうした現状に対して、高齢単身世帯への対応と効率的な修繕を含めた施設の維持管理が課題であると認識している。』との答弁がなされました。

次に、『当初の公募から候補者決定までの経緯について伺う。』との質疑があり、これに対して、『候補者決定までの経緯について、指定管理者の選定に際しては、前回令和元年度での公募が1社であったことを踏まえ、新規参入による競争性を確保するため、応募者の地域要件の廃止や業務履行体制構築に係る負担軽減などを考慮した募集を行ったが、当初の手続において応募者はなかった。

このため、応募者不在の要因分析を行った結果、老朽化が進む施設の維持管理に係る負担の明確化やリスクの軽減を図る必要があると捉え、入居者退去後の新規入居が見込めない高層階の老朽住戸などを除いて入居率の目標値を設定した。

また、修繕に係る維持管理費に関する提案余地を拡大するなどを行い、改めて公募したところ、1社から応募があり、選定委員会での審査等を経て候補者として決定した。』との答弁がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告といたします。

## P.282 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、環境経済委員会委員長、向坂秀之議員。

〔向坂秀之環境経済委員長登壇〕

## P.282 向坂秀之環境経済委員長

◆向坂秀之環境経済委員長 本委員会に付託されました議案6件につきましては、去る12月16日に委員会を開催し、審査を終了いたしましたので、その審査経過の概要及び結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第106号令和6年度豊橋市競輪事業特別会計補正予算（第2号）について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑を申し上げます。

『今回の補正に至った経緯について伺う。』との質疑があり、これに対して、『普通競輪（FⅠ・FⅡ）を中心に、売上げの底上げが図られており、7月のジャパンカップでは、19億円の売上げを見込んでいたところ、約25億円を売り上げたほか、既に開催が終わった11月末において、予算対比で約110%を売り上げるなど好調な状況であり、特別競輪（全日本選抜競輪GⅠ）については、令和5年2月開催における高知競輪の実績を参考に売上金を計上したことが、その後の開催となる令和6年2月の岐阜競輪の実績も増加傾向であった。』

以上のことから、普通競輪において27億円、特別競輪において8億円、合計で35億円の売上金の増加が見込まれることに連動して払戻金も不足するため、補正をお願いするものである。』との答弁がなされました。

次に、『施設等整備基金を7億9,500万円増額するとのことだが、その理由について伺う。』との質疑があり、これに対して、『場内では、昭和40年代に建てられた売店や早朝前売り発売所など、北側エリアを中心に施設の老朽化が進んでいる。』

加えて、特別観覧席があるメインスタンドにおいても、平成8年の供用開始から30年近く経過し、老朽化に起因した施設や設備の不具合も増加している。

今後も施設等整備基金を活用しながら、老朽化した施設や設備を整備していく必要があるため、施設等整備基金の積み増しをお願いするものである。』との答弁がなされました。

続いて討論に入り、豊田八千代委員から『議案第106号令和6年度豊橋市競輪事業特別会計補正予算（第2号）について討論する。』

まず、賛否については反対である。以下、理由を申し上げます。

ただいま質疑した内容、35億円もの売上増の問題だが、増額した一つの大きな理由として、ミッドナイトレースやインターネット投票による大幅な売上増が見込まれたということである。その中で、特にミッドナイトレースは午後9時から12時まで、無観客でレースを行い、インターネット投票するという事業であるため、今、ギャンブル依存症などいろいろ社会問題になっている。市として公営ギャンブルを夜中の12時まで開催することは、地方自治法第1条の2、住民の福祉の増進を図ることを基本としているに、大変反する事業であると考えます。

そこで、私は、ミッドナイトレースの中止を要望し、討論とする。』旨の意見表明がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第123号豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑を申し上げます。

『今回、本条例を本市で出すに至った経緯と背景について伺う。』との質疑があり、これに対して、『太陽光発電設備の普及に伴い、設置に起因する土砂の流出や、不十分な維持管理といった問題が国内の各地で生じており、今後、市内においても太陽光発電設備の導入促進により様々な問題が増えてくることが懸念される。』

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく認定を受けていない太陽光発電設備については、本市で設置状況や設置者等を全て把握できない状況となっているが、問題が発生した場合には、速やかに対処できるようにしておくことが必要だと考えている。』との答弁がなされました。

次に、『第1条2行目に、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全という文言があるが、この中で具体的な農地が明記されていないのはなぜか伺う。』との質疑があり、これに対して、『第1条の自然環境、生活環境、景観は、その後に続く地域環境の例示として示しているものであり、農地も地域環境に含まれているため、第1条の例示に農地を加えることは考えていない。』との答弁がなされました。

続いて討論に入り、豊田八千代委員から『議案第123号豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例について、以下、討論する。』

まず、賛否については賛成である。しかし、質疑の中で申し上げたが、次の諸点については検討してくださるよう、意見を申し述べる。

太陽光発電の設置に対しては、大変リスクがあると思う。特に、農地生産緑地の開発と食糧生産とエネルギー利用に競合が起きないように、例えば、この農地を開発することによる、いわゆる食糧生産、農業に影響が出るというようなことが、本当に起きない配慮が必要だと思う。

2点目として、抑制地域の指定には、抑制地域を規則で定めるとしているが、規則をきちんと明文にしていただけということで、ぜひこれは期待したいと思う。

3点目として、この太陽光発電について、住宅地などの開発について、若干危惧するところがあると思う。太陽光パネルは、光エネルギーの20%を電気に変換するが、残りは熱になって空気を暖めるわけである。したがって、地球温暖化の中で大変暑い夏が続くような予想がされるので、太陽光発電についても、非常にデメリットな問題があるということをぜひ留意していただいて、全体については、私は賛成とさせていただきます。』旨の意見表明がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第125号豊橋市中小企業振興基本条例について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑を申し上げます。

『8月23日に行われた委員会の今後のスケジュールで、パブリックコメントを実施するとのことであったが、提出された意見に対する本市の考え方について伺う。』との質疑があり、これに対して、『意見としては、条例の名称や基本理念のほか、市の責務などにおいて、中小企業者の中でも特に規模の小さい小規模企業者を中小企業者とは別に明記してほしいとの内容であった。』

本市としては、国が定める中小企業基本法にて、小規模企業者は、中小企業者の定義の中に含むと解されていることから、条例の名称や中小企業の振興

に関する各条項について、中小企業者と小規模企業者を併記することなく、中小企業者として整理した。

ただし、小規模企業者は、人材や資金など経営資源の確保が困難な場合が多いことから、本条例案第14条にて、市は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、小規模企業者の事情に配慮すると規定している。』との答弁がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第131号指定管理者の指定について（職業訓練センター）について、当局から説明を求め、審査をいたしました結果、本案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第133号田原市と豊橋市との間の可燃ごみの処理に関する事務の受託に関する協議について及び議案第134号田原市と豊橋市との間の生ごみの処理に関する事務の受託に関する協議についての以上2件について、当局から説明を求めた後、質疑に入りました。

では、その主な質疑を申し上げます。

『議案第133号について、受託の内容にどのような課題があると考えなのか、その問題点について伺う。』との質疑があり、これに対して、『地元の皆様に受入れを理解していただくことについて課題があったが、しっかり説明する中で受入れを理解していただいたというように認識している。』との答弁がなされました。

次に、『議案第134号について、田原市は今まで可燃ごみと生ごみを分別していなかったが、これを分別するに当たり、どのような課題があると考えなのか、どのように対処するのか、基本的な考え方を伺う。』との質疑があり、これに対して、『本市においては、バイオマス利活用センターでの受入れに当たって、地元の理解をいただくことや運営事業者の株式会社豊橋バイオウィルとの協議が課題であったが、関係者への説明や協議を重ね、受入れへの準備が整った。

田原市においては、広域処理に向けた生ごみの分別に関する周知活動が課題であったが、説明会の開催や広報活動をするなどの対応を進めていると伺っている。』との答弁がなされました。

では、採決の結果を申し上げます。

両案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告といたします。

#### P. 284 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、一般会計予算特別委員会委員長、梅田早苗議員。

〔梅田早苗一般会計予算特別委員長登壇〕

#### P. 285 梅田早苗一般会計予算特別委員長

◆梅田早苗一般会計予算特別委員長 本委員会に付託されました議案第105号令和6年度豊橋市一般会計補正予算（第7号）、議案第107号令和6年度豊橋市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第110号令和6年度豊橋市病院事業会計補正予算（第2号）まで及び承認第4号専決処分の承認について（令和6年度豊橋市一般会計補正予算（第6号））につきましては、12月17日に委員会を開催し、審査を終了いたしましたので、その審査経過の概要及び結果を御報告申し上げます。

議案第105号、議案第107号から議案第110号まで及び承認第4号につきましては、当局から説明を受け、審査を行いました。質疑段階において、

- ・児童手当給付事業費において、今回の児童手当制度改正の主な内容、多子加算の第1子対象が拡大されたことに伴う新たな申請や確認方法、及び補正予算の中に職員人件費が含まれているかについて
- ・ひとり親家庭等支援事業費において、児童扶養手当給付事業費に関し、児童2人までの家庭に対する加算と、児童が3人以上いる家庭に対する加算の違い、受給資格者の所得制限引上げにより、新たに児童扶養手当の対象となる世帯がどのくらいだったのか、及び児童扶養手当制度の周知方法について
- ・ふるさと寄附返礼事業費において、どのような取組の結果として寄附額が増加しているとの認識か、及びふるさと寄附返礼品のうち、どのような品目が伸びているかについて
- ・職員人件費のうち、緊急消防援助隊派遣費に関し、その内容及び現地での具体的な活動内容について
- ・小学校屋内運動場空調設備整備事業及び中学校屋内運動場空調設備整備事業の継続費において、整備内容の概要及び避難所機能も考慮するとの説明があったが、どのような整備をするのかについて。また、今回の整備内容決定に至った経緯、活用する補助金、現時点で整備順が決まっているのか及び1校当たりの整備の工事期間について
- ・特別弔慰金窓口等運営業務委託料の債務負担行為に関し、目的や対象者など本事業の概要、今後の国のスケジュールと債務負担行為とした理由、財源内訳として国庫支出金が計上されているが、その内容と積算根拠について。また、支給事務の性格は法定受託事務かどうか、及び国に交付金の増額を要望する考えについて
- ・市営住宅指定管理料の債務負担行為に関し、令和7年度からの5年間で増額になっている主な要因について
- ・北部学校給食センター直接協定締結支援業務委託料の債務負担行為に関し、業務の内容についてなどの質疑応答が交わされました。

では、採決の結果を申し上げます。

初めに、議案第105号、議案第107号から議案第110号までの各案は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、承認第4号は、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告といたします。

#### P. 285 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

#### P. 285 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに、菅谷 竜議員。

〔菅谷 竜議員登壇〕

P. 285 菅谷竜議員

◆菅谷竜議員 新しい豊橋を代表しまして、議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例について、議案第112号豊橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第113号豊橋市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第114号豊橋市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。また、6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願について、不採択の立場で討論いたします。

まず、議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例についてです。

市長の給料に100分の10を乗じた額を減じた額とするとのことですが、その件の責任は前市長のものであると考えます。今後の先例になることも考慮して反対いたします。

議案第112号、113号、114号につきましては、まとめて討論いたします。

今、市民の暮らしは円安、物価高、物価高騰で苦しい生活が続いていると考えます。ただでさえ議員の報酬が高いというのが多くの市民の声であり、批判が出るものと考えます。議員の期末手当引上げは、認めることができません。物価高騰と実質賃金減少の影響を受けております。このような市民生活が改善されない社会状況下において、議員や特別職の報酬、給料が上がっていく構造は、多くの市民からの理解が得られないと考え、よって反対いたします。

6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願について、不採択の立場から討論させていただきます。

署名をしていただいた多くの市民、市外・県外の皆様も、私自身、議員になる前に署名活動をしていた経験もあり、その大変さは理解しているつもりです。ありがとうございます。

さて、2022年5月30日の浅井元市長の記者会見により再び動き出した豊橋公園の新アリーナ計画、この間、市議会での一般質問では、多目的屋内施設関連市場調査の修正やPFIの問題点、事業の進め方、在り方を様々に指摘しました。

また、住民への説明会の実施の要望を再三にわたって行ってきました。しかし、住民に向かう姿は見られず、それは推進派の議員の方々も指摘するところであります。

また、本年9月の本会議では、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業に係る事業者との特定事業契約締結を市長選前には行わないことを求める請願書が提出されたものの、議会により否決され、9月27日に契約がされました。そのために、現在は損害補償金が発生する可能性が生まれ、市民の皆様も御心配のことと思います。

また、総務委員会の新しい豊橋の委員外質疑で、署名の集め方についても、多目的屋内施設整備推進室に5件、秘書課に1件、メールで御意見があったとの御答弁がありました。ほかに署名の集め方について、疑問の声が私個人にもありました。本事業は、事業の進め方、計画、それ自体にも問題点、不透明なことが多過ぎることを認識しました。

豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願の採決について、一般論として、住民投票は、住民の自由な意思が反映されなければならない、それを実現するためには、住民に公平かつ公正な情報が提供されなければならないのは言うまでもありません。

議会として住民投票条例の提案を行うからには、豊橋市議会として、豊橋市民に対して、豊橋市議会が本条例の賛否のどちらかに加担する情報の提供や、決定・決議をすべきでないと考えます。市議会議員がそれぞれ自由な意思で考えを表明することは何ら問題ありませんが、市議会としての意思という形での情報発信は、公平かつ公正の意思に反するものと考えます。豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願が、13日の総務委員会では採択すべきと決定されたが、この決定は住民投票条例案の提出以前のものであり、現在とは状況が大きく異なります。

以上の理由により、この請願を豊橋市議会が採択して市民に伝えることは、市民に公平かつ公正に情報を伝え、かつ住民の自由な意思が反映されるものでなければならないとする精神に反しており、本件請願は、本議会で採択すべきではないと考えます。よって、不採択とします。

以上です。

P. 286 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 次に、古池もも議員。

〔古池もも議員登壇〕

P. 286 古池もも議員

◆古池もも議員 とよはし みんなの議会、古池です。

ただいま議題となっております各議案のうち、議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例に反対、6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願に賛成の立場で討論いたします。その他の議案に関しては賛成です。以下、理由を述べます。

まず、議案第111号市長の給料月額の特例に関する条例についてであります。

総務委員会でも議論があったように、本件は、前市長在任時に発覚した事実と異なる答弁に対する減額措置に付随する、追加の案件であると受け止めています。新たに発生した事案ではございません。虚偽答弁に対する罰則と、議事録から誤りを見つけ出す作業工程で見逃しが起きているということを同列に扱うべきではないと考えます。

また、委員会では、今後の市長の給与減額の判断基準の前例になること、同様の事案は個別の判断というお答えもございました。判断基準が不明瞭なまま本条例を通してしまうと、どのようなミスが市長の減額につながるかわからず、職員に与える心理的負担が大き過ぎるものと考えます。

今後の健全な市政運営のためにも、罰則規定は事案によって揺れ動くものでなく、一定の基準の下、正しく運用されることを願います。よって、本案には反対いたします。

次に、6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願でございます。

豊橋公園東側エリアの事業については、2020年に同団体から提出された2万8,000余りの請願も踏まえて、本市が計画を進めてきたものでございます。

前市長が場所を決めた状態で議会へ示したことに端を発し、様々な議論を呼びました。そこからずっと、事業そのものよりも、むしろその過程について問題視されてきたようにも思われます。過程に生じた様々な問題、危険箇所の見落とし、不適正な事務処理、示された書類の差異、その一つ一つは市の信頼を損なう重大な問題でございます。

しかしながら、警察の調査によって、誰かが罰せられるような事態は起きておりません。市長も就任されてから、御自身が市議時代に議会で取り扱ってこられた懸念点、不正があると思われる点、すぐに調べられたと思われませんが、今日まで答弁の見落としについてのみ示されることにとどまることから、誰かの利益のためや、悪事ごまかしのために虚偽や不正行為があったとは考えにくいです。市の体制、コンプラ意識を高めていく取組によって対応いただくべきことであり、事業そのものとは切り離して考えるべきです。

では、この請願で求められておりますこの事業は、問題があるのか。本定例会でも、事業のメリット・デメリットを問う質問がございました。御答弁いただいたデメリットは、車の渋滞とごみの問題でございます。その他騒音、治安の悪化を懸念する声も聞いておりますが、これらを含め、現行計画では生

じないよう、対策を事業者に求めております。

そもそも豊橋公園は、お祭りなどでも多くの市民が利用する公共空間で、イベント時には、同様の問題が発生しております。請願で求められている本事業のいかにかわからず、解決すべき事柄であり、公共交通の利用の促進など、問題が生じない環境づくりにつなげていくべきです。

実際に中心市街地において、この多目的屋内施設の完成を見据えた自動運転バスの実証運行に向けた取組や、駐車場の空き状況を発信することなどが行われておりました。これら取組は、本事業と同時に推し進めることで効果が高まるものだと考えます。

改めてになりますが、本請願は13万4,092名から提出されたもので、うち12万9,000人が東三河から寄せられたもの、その約半数が本市市民の署名です。また、県外から自分の地元だからと署名を書いて送った方をSNSなどで複数確認しております。本事業は市民のためのものであるのは当然ながら、経済的な効果、交流人口の増も狙うものであり、事業に対しての狙いが一定証明された形になったと考えます。

今後もアリーナ以外の公園施設、公園自体の整備は必要だと考えておられる御発言もございました。今後の建設には同程度の予算がかかると考えられ、アリーナだけを削減したことによる効果は低いと考えます。僅かなコストの削減があったとしても、むしろ御答弁にあったメリット部分を失うこととなり、長期的な損失は相当大きいと言えます。市長は、メリット・デメリットではなく、選挙結果を理由に本事業の解約に向けた申入れを行われたわけですが、私は今申し述べたことを含め、メリット・デメリットを勘案した上で、本市にもたらされるメリットが上回ると考えるため、本請願に賛成し、現行計画の継続を求めます。

以上で、討論を終わります。

P. 287 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 287 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより、採決に入ります。

初めに、議案第105号、議案第107号から議案第110号まで、議案第115号から議案第119号まで、及び議案第121号から議案第134号までの以上24件を一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 288 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、各案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号及び議案第120号を一括起立により採決いたします。

両案に対する委員長報告は、可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

P. 288 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。したがって、両案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、否決であります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

P. 288 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立少数です。したがって、本案は、否決されました。起立なしです。

次に、議案第112号及び議案第113号を一括起立により採決いたします。

両案に対する委員長報告は、可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

P. 288 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。したがって、両案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

P. 288 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は、承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 288 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、本件は、承認することに決定いたしました。  
次に、6請願第7号豊橋公園東側エリア（アリーナ）の事業継続を求める請願を起立により採決いたします。  
本請願に対する委員長の報告は、採択であります。  
本請願は、採択とすることに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

P. 288 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。したがって、本請願は、採択することに決定いたしました。

-----  
この際、休憩いたします。  
午後2時14分休憩

-----  
午後2時40分再開

P. 288 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

-----  
この際、お諮りいたします。  
ただいま採択されました請願については、執行機関に送付し、処理の経過及び結果の報告を請求すること、令和7年2月25日までに報告を求めることとしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

P. 288 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 起立多数であります。したがって、本請願は執行機関に送付し、処理の経過及び結果の報告を請求すること、令和7年2月25日までに報告を求めることに決定いたしました。

-----  
次に、日程第33. 議案第135号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第35. 議案第137号令和6年度豊橋市一般会計補正予算までの以上3件を一括議題といたします。  
直ちに、提案者から提案理由の説明を求めます。総務部長。

P. 289 広地学総務部長

◎広地学総務部長 議案第135号及び議案第136号につきまして御説明をいたしますので、単行案の21ページをお願いいたします。  
まず、議案第135号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。  
令和7年3月31日をもちまして任期満了となります委員2名につきまして、後任として、それぞれ菅野容子さん、夏目茂美さんを推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。  
なお、推薦する2名の方々の略歴につきましては、22ページ、23ページに、人権擁護委員の概要につきましては、24ページに記載してございますので、御参照いただきたいと思います。  
続きまして、議案第136号について御説明をいたします。単行案の25ページをお願いいたします。  
議案第136号の固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。  
令和7年3月28日をもちまして任期満了となります島田祐子さんを再任いたしたく、議会の同意を求めますのでございます。  
なお、島田さんの略歴につきましては26ページに、固定資産評価審査委員会委員の概要につきましては、27ページに記載してございますので、御参照いただきたいと思います。  
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

P. 289 朽名栄治財務部長

◎朽名栄治財務部長 それでは、補正予算案につきまして御説明いたしますので、追加提案の予算案の1ページをお願いいたします。  
議案第137号令和6年度豊橋市一般会計補正予算（第8号）でございます。  
第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14億7,480万円を追加し、予算の総額を1,530億3,874万1,000円とするものでございます。  
内容につきまして、補正予算説明書で御説明いたしますので、説明書の6ページ、7ページをお願いいたします。  
歳出から御説明いたします。  
今回の補正は、過日成立しました国の補正予算に伴う事業でございます。  
3款民生費、1項7目、説明欄3. 住民税非課税世帯支援給付金給付事業費でございますが、物価高騰対策として、令和6年度の住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円、子ども加算として児童1人当たり2万円を支給するものでございます。  
8款土木費、1項2目、説明欄1(2)豊橋新城スマートＩＣ（仮称）整備事業費でございますが、国の補助内示を受け、工事の進捗を図るものでございます。  
以上、歳出合計としまして、14億7,480万円となるものでございます。  
4ページ、5ページにお戻りください。  
歳入でございます。今回の補正財源として、12款地方交付税、16款国庫支出金及び23款市債を計上するものでございます。  
それでは、予算案に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。  
第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正、第4条は繰越明許費の補正をお願いするものでございます。  
3ページをお願いいたします。  
豊橋新城スマートＩＣ（仮称）整備事業の関係として、それぞれ債務負担行為の追加、地方債の起債限度額の変更及び繰越明許費の追加をお願いするも

のでございます。

なお、補正予算説明書の8ページから11ページには、給与費明細書、地方債調書並びに債務負担行為調書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

P. 289 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。土屋祐司議員。

携帯電話のスイッチを切っていただきたいと思います。電源を停止してください。

P. 289 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 それでは、仕切り直しをしまして、議案第137号令和6年度豊橋市一般会計補正予算（第8号）について、一問一答で質疑をさせていただきます。

補正予算説明書6ページ、7ページ、3款1項7目住民税非課税世帯等支援給付金給付費11億4,700万円についてお伺いをします。

本事業は物価高の対応の支援策として、財源の10分の10が国庫補助金で行われます。まず、今回の給付金の概要について確認をさせていただきます。

P. 290 本田佳之福祉部長

◎本田佳之福祉部長 本事業につきましては、令和6年11月22日に閣議決定されました、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を踏まえ、低所得世帯への支援として実施するものであります。

内容といたしましては、令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付するとともに、当該給付対象者の世帯員である18歳以下の子ども1人当たり2万円を加算して給付するものです。

以上です。

P. 290 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 これまでに、令和5年12月定例会、令和6年2月臨時会で、同様に低所得者世帯の支援となる給付事業としまして補正予算が議決をされ、令和5年度、令和6年度の給付金事業が実施をされてきました。

そこで、今回の給付金事業がこれまでの給付金事業と違う点についてお伺いをします。

P. 290 本田佳之福祉部長

◎本田佳之福祉部長 これまでの給付金事業と今回の給付金事業の違いについては、大きく二つございます。

一つ目は、対象世帯です。令和5年度、6年度で既に実施しました給付金事業では、住民税非課税世帯に加え、住民税均等割のみ課税世帯も給付対象でございました。

二つ目は、給付額です。同じく既に実施した給付金事業では、住民税非課税世帯には当初3万円、追加で7万円の合わせて10万円、均等割のみ課税世帯についても10万円を給付しました。

また、給付対象者の世帯員である18歳以下の子ども1人当たりに関しましては、5万円を加算して給付をしております。

以上です。

P. 290 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 これまでの給付金事業との違いを確認させていただきました。物価の上昇と高騰は現在も続いておりますので、迅速な給付が望まれるところですが、3回目としまして、給付費の給付に向けたスケジュールについてお伺いをします。

P. 290 本田佳之福祉部長

◎本田佳之福祉部長 まずは、今回の給付対象者を確定させるため、給付金システムの改修作業に取り組んでまいります。その後、2月末頃に対象世帯に対して、支給に関するお知らせ通知を郵送し、3月中には1回目の給付金の支払いができる見込みであります。

今後、速やかに給付対象者が支援を受けられるよう、迅速かつ適切に事務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

P. 290 土屋祐司議員

◆土屋祐司議員 これまでの給付事業と同様にシステムの改修作業から始まって、3月中には1回目の給付が始められるとのこと。今回の給付金事業に向けてのシステム改修の内容は、前回の給付金事業で使用した口座データ等の活用を含め、前回との違いを考慮したものでシステム改修されるとお聞きをしております。

正確な給付には、必要な作業であることは認識をしておりますが、このシステム改修の期間が短縮できれば、より迅速な給付や事務費の軽減につながると考えております。

物価高に苦しんでいる住民税非課税世帯の方々に速やかに、確実に必要な支援が届くように、周知を含めて万全の支給準備を実施していただいて、迅速な給付をお願いして、私からの質疑を終わります。

以上です。

P. 290 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 290 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております各案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 291 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 291 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、議案第135号を採決いたします。

本案は、異議はない旨、回答することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 291 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、本案は、異議はない旨、回答すること決定いたしました。

次に、議案第136号を採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 291 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、本案は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第137号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 291 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第36. 報告第31号専決処分の報告について（議決事項中変更について）から、日程第39. 報告第34号専決処分の報告について（損害賠償の和解及び額の決定について）までの以上4件を一括議題といたします。

直ちに報告を求めます。財務部長。

P. 291 朽名栄治財務部長

◎朽名栄治財務部長 それでは、報告案件につきまして御説明いたしますので、報告の5ページをお願いいたします。

報告第31号専決処分の報告についてでございます。これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。

6ページをお願いいたします。

専決処分の内容でございますが、(1)は、令和5年第114号議決をいただいております、花田小学校南校舎長寿命化改良工事につきまして、契約価格を3億7,180万円から3億7,996万900円に変更したものでございます。

(2)は、令和6年第5号議決をいただいております、豊小学校南校舎長寿命化改良工事につきまして、契約価格を3億4,265万円から3億4,794万2,100円に変更したものでございます。

7ページの参考資料には、変更理由、主な変更内容等が記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

P. 291 芳賀信明こども未来部長

◎芳賀信明こども未来部長 報告第32号について御説明いたしますので、報告の8ページをお願いいたします。

報告第32号専決処分の報告についてです。

市からの再三にわたる催告にもかかわらず、児童扶養手当返還金を滞納しております相手方に対し、支払督促を申し立てましたところ、相手方の督促異議の申立てにより、訴えの提起があったとみなされたものでございます。

専決年月日、相手方につきましては、専決処分内容の表に記載のとおりでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

P. 291 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 なお、報告第33号及び報告第34号の2件につきましては、既に報告書を配付してありますので、報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 291 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これをもちまして報告を終わります。

次に、日程第40. 人づくりN o. 1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員会の調査終了についてを議題といたします。  
直ちに委員長の報告を求めます。人づくりN o. 1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員会委員長、梅田早苗議員。  
〔梅田早苗人づくりN o. 1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員長登壇〕

P. 292 梅田早苗人づくりN o. 1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員長

◆梅田早苗人づくりN o. 1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員長 人づくりN o. 1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員会における調査研究の経過の概要及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、人づくりN o. 1をめざすまちプロジェクトによる検討成果について調査研究を行い、その検証を通して持続可能なまちづくりに資するため、前期においては令和3年12月17日に、今期においては令和5年5月15日に設置されました。

設置以来、当局から同プロジェクトに係る報告を受けて、その検討成果についての検証を行うとともに、先進都市の視察を実施するなど、子育てや教育の分野における人づくりに関する施策についての調査研究を行ってきました。

以上のような活動を通して、人づくりN o. 1を目指すまちプロジェクトによる検討成果について調査研究を行い、その検証を通して持続可能なまちづくりに資する歩みを着実に進めてきたものと認識しており、このような経過から、本特別委員会は、その設置目的に対し必要な調査研究を行い、その役割を一定果たしたものとして、去る12月17日の委員会において、調査終了すべきものと決定いたしました。

以上、御報告とさせていただきます。

P. 292 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 292 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 質疑なしと認めます。  
以上で質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 292 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。  
本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 292 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、本特別委員会の調査は終了することに決定いたしました。

ただいま、菅谷 竜・・・

場内の静粛をお願いいたします。戻ります。

ただいま、菅谷 竜議員ほか9名から、議案会第13号放課後児童クラブの充実を求める意見書及び議案会第14号保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための必要な措置を求める意見書が提出されました。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 292 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。  
直ちに、両案を議題といたします。事務局書記に両案の要旨を朗読させます。議事課長。

P. 292 前澤完一議事課長

◎前澤完一議事課長 (要旨朗読)  
〔全文は以下のとおり〕

議案会第13号

放課後児童クラブの充実を求める意見書

放課後児童クラブは、就労等により保護者が昼間、家庭にいない児童に対し、放課後に安全確保し、安心して生活するため、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所です。

その放課後児童クラブも、少子化や人口減少に歯止めがかからない状況にもかかわらず、共働き家庭の増加に伴い、児童クラブの利用希望は右肩上がりに増加しており、ニーズに追い付いていない状況にあります。

そのような中、令和5年12月に放課後児童対策パッケージがこども家庭庁及び文部科学省から示され、放課後児童クラブの受け皿整備等の推進など、令和5～6年度に取り組むべき具体的な施策が示されました。

その中では、施設整備に対する補助率のかさ上げなど「放課後児童クラブを開設する場の確保」をはじめ、常勤職員配置の改善や従事する職員の処遇改善など「放課後児童クラブを運営する人材の確保」ほか、放課後児童対策における具体的な内容について示されています。

しかしながら、本パッケージは令和6年度までの時限的な施策が示されたものであり、今後さらなる利用ニーズが見込まれる放課後児童クラブの運営にあたっては、継続的な支援を必要としています。

現在の賃借料にかかる補助制度では、平成27年度以降に実施した事業に限定されており、それ以前から事業を実施している放課後児童クラブはその対象

となっており、その費用を確保するために、利用料として保護者に大きな負担を強いていることから、補助制度の拡充が必要です。

また、愛知県子ども・子育て支援整備補助金交付要綱では、新たに整備される放課後児童クラブに対し、補助基準を定めているが、独自の基準額を設けていることから、創設する事業者の負担となっている。引き続き、適正なクラブ規模を確保するためには、分割等による放課後児童クラブの創設は喫緊の課題であることから、基準額の見直しが必要です。

よって、国及び県におかれましては、必要な財源を確保し、安定した放課後児童対策を実施するために必要な措置を講じられるよう、下記事項について強く要望します。

記

1 放課後児童対策パッケージについては、令和6年度までの時限措置とせず、補助内容など令和7年度以降も継続して実施すること

1 放課後児童健全育成事業実施要綱に定める「放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業）」に定める賃借料補助について、平成26年度以前に実施した事業に対しても対象にするとともに、地代補助についても準備期間における1年間に限定せずに対象とするよう拡充すること

1 愛知県子ども・子育て支援整備補助金交付要綱では、独自の基準額を設けており、このことが事業者負担となっていることから、基準額を国要綱どおりまで引き上げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

豊橋市議会

衆議院議長 +  
参議院議長 |  
内閣総理大臣 |  
財務大臣 |あて  
文部科学大臣 |  
内閣府特命担当大臣（こども政策） |  
愛知県知事 +

議案会第14号

保育の質的・量的拡充、保育士の処遇改善、公定価格の改善のための必要な措置を求める意見書

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。無償化自体は全ての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策です。

本市においては年度始まりでの待機児童は解消されているものの、国の無償化に伴い保育需要が増えたことにより、年度途中で待機児童の発生が懸念されています。また、国が掲げる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の実施により保育士の労働環境改善の停滞、後退や、保育士不足の進行が危惧されています。

令和5年4月から「こども家庭庁」が発足し、幼児教育・保育の質を確保するとともに、地方自治体や施設の新たな財政負担を軽減し、喫緊の課題である待機児童解消や保育士の増員と処遇改善を後退させることがないように国の責任において着実に進められるべきであります。

令和4年2月から実施されている処遇改善に加え、先ごろ政府の総合経済対策でも人件費の基準を前年比10.7%引き上げる方針が示されたところですが、この賃上げを確実に実行し保育に携わる全ての職員の処遇を改善することが急務です。また近年、保育施設における安全で質の高い保育の実施が全国的に大きな関心事となり、保育現場での適切な保育の提供のため、職員が果たすべき役割・責任はますます大きくなっています。

さらに、安全・安心な保育を提供するために欠かせない保育施設整備の国庫補助について、令和6年度当初には交付基準どおりに内示・交付決定されず、計画通りに事業を進めることができない事態が発生しました。

よって、国におかれましては、必要な財源を確保して、保育施設の拡充のために必要な措置を講じられるよう、下記事項について強く要望します。

記

1 全ての施設が安定的に運営でき、保育の質的・量的拡充及び安全性確保が停滞することがないように、国として十分な予算を確保すること

1 保育士等職員の配置基準や賃金の引上げなどの処遇改善をさらに進めるために、公定価格の改善など必要な措置を引き続き講じること

1 保育所等施設整備について、自治体の整備計画に支障が出ないように、所要の財源を確実に確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月20日

豊橋市議会

衆議院議長 +  
参議院議長 |  
内閣総理大臣 |  
総務大臣 |あて  
財務大臣 |  
厚生労働大臣 |  
内閣府特命担当大臣（こども政策） +

P. 294 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております両案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 294 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 294 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております両案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 294 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

P. 294 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

両案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 294 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、両案は、原案のとおり可決されました。

-----  
この際、会期の延長についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 294 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、会期の延長についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

これより会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月20日までと議決されておりますが、議事の都合により、12月26日まで6日間延長いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 295 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は12月26日まで6日間延長することに決定いたしました。

-----  
お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月21日から5日間は休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

P. 295 伊藤篤哉議長

○伊藤篤哉議長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

-----  
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

-----  
本日はこれをもちまして散会いたします。

午後3時7分散会